

奈良県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 道路の種類 一般国道

二 路線 名 三六九号

三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
3 6 9	奈良市大保町二五四番一先から 奈良市大保町二五三番二先まで	

四 供用開始年月日

令和七年六月二十五日